

② 動 物

ア 既往調査による動物の状況

(7) 動物プランクトン

東海元浜ふ頭西の動物プランクトンは、種類数は秋季に、個体数は夏季に多くなっている。主な出現種は、節足動物門の *Acartia* sp. (copepodite)、*Paracalanus* sp. (copepodite) 及び *Acartia omorii* 等である。

(イ) 底生生物（動物）

東海元浜ふ頭西の底生生物（動物）は、種類数は夏季に、個体数は秋季に多くなっている。主な出現種は、環形動物門のシノブハネエラスピオ等である。

(ウ) 付着生物（動物）

北浜ふ頭西の付着生物（動物）は、種類数が冬季に、個体数は夏季に多くなっている。主な出現種は、軟体動物門の二枚貝類であるムラサキイガイ及びコウロエンカワヒバリガイ、節足動物門の甲殻類であるウエノドロクダムシ等である。

飛島ふ頭西の付着生物（動物）は、種類数は秋季に、個体数は冬季に多くなっている。主な出現種は、軟体動物門のコウロエンカワヒバリガイ及びタマキビ、節足動物門のタテジマフジツボ等である。

(エ) 魚卵・稚仔魚

東海元浜ふ頭西の魚卵及び稚仔魚は、種類数及び個体数ともに夏季に多くなっている。主な出現種は、サッパ、ギマ及びフサカサゴ科等である。

(オ) 魚介類

飛島ふ頭南の魚介類は、種類数及び個体数ともに夏季に多くなっている。主な出現種は、マガキ、スズキ及びヒイラギ等である。

(カ) 鳥 類

金城ふ頭南で確認された鳥類は 7 目 9 科 13 種で、種類数及び個体数ともに越冬期（1 月）に多くなっている。個体数の多い種はカワウ及びウミネコ、確認頻度の多い種はカワウ、ウミネコ、ハクセキレイ及びカワラバト（ドバト）である。

貯木場と造成裸地が特徴的な西部貯木場で確認された鳥類は 9 目 22 科 53 種で、種類数は越冬期（1 月）に、個体数は春の渡り（4 月）に多くなっている。個体数の多い種はカワウ、トウネン、カルガモ及びスズガモ、確認頻度の多い種はマガモ、カルガモ、カワウ、アオサギ及びハクセキレイ等である。

干潟環境が特徴的な木場金岡ふ頭北で確認された鳥類は9目22科51種で、種類数は春の渡り（4月）に、個体数は越冬期（1月）に多くなっている。個体数の多い種はカワウ、スズガモ、カルガモ及びコガモ、確認頻度の多い種はカルガモ、キジバト、カワウ、アオサギ、ダイサギ及びハクセキレイである。

イ 既存資料による動物の状況

（ア）海棲哺乳類

伊勢湾・三河湾におけるスナメリの生息数は、水産総合研究センター国際水産資源研究所が2003年秋に実施した飛行機を用いた目視調査により、約3,000頭と推定されている。

出典）「名古屋港に生息するスナメリの調査 齊藤豊ら」（海洋と生物 210 Vol.36-No.1）

③ 植 物

ア 既往調査による植物の状況

（ア）植物プランクトン

東海元浜ふ頭西の植物プランクトンは、種類数及び細胞数ともに秋季が多くなっている。主な出現種は、珪藻綱の *Skeletonema costatum*、*Pseudo-nitzschia* sp. 及び *Thalassiosiraceae* 等である。

（イ）付着生物（植物）

北浜ふ頭西の付着生物（植物）は、種類数及び湿重量ともに冬季に多くなっている。主な出現種は、緑藻植物門のアオノリ属及びアオサ属、不等毛植物門の *Melosira* sp. 等である。

なお、別の調査地点である飛島ふ頭西では、付着生物（植物）はほとんど確認されていない。

イ 既存資料による植物の状況

（ア）陸域の植生

調査対象区域及びその周辺の現存植生図は、図1-4-21に示すとおりである。

調査対象区域（陸域部）の大半は工場地帯であり、その他に残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、緑の多い住宅地及びその他植林（常緑広葉樹）がみられる。

出典）「自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供」（環境省ホームページ）

④ 重要な種及び群落

ア 重要な種

重要な種は、表 1-4-21 に示す選定基準に該当する種とした。

表 1-4-21 重要な種の選定基準

No.	略称	重要な種の選定基準と区分
1	天然記念物	「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）に基づく天然記念物及び特別天然記念物 (区分) 特天：特別天然記念物 県：愛知県指定 天：天然記念物 市：名古屋市指定
2	種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種及び緊急指定種 (区分) 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 国際：国際希少野生動植物種
3	環境省RL	「環境省レッドリスト2017」（環境省ホームページ）の選定種 (区分) EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。） EW：野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。） CR：絶滅危惧IA類（絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。） EN：絶滅危惧IB類（絶滅の危機に瀕している種で、IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。） VU：絶滅危惧II類（絶滅の危険が増大している種。） NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。） DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種。） LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。）
4	環境省海洋生物RL	「環境省海洋生物レッドリスト（2017）」（環境省ホームページ）の選定種 (区分) EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。） EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種。） CR：絶滅危惧IA類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。） EN：絶滅危惧IB類（IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。） VU：絶滅危惧II類（絶滅の危険が増大している種。） NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。） DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種。） LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。）
5	愛知県RL	「レッドリストあいち2015」（愛知県ホームページ）の選定種 (区分) EX・EW：絶滅・野生絶滅（愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。） CR：絶滅危惧IA類（絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。） EN：絶滅危惧IB類（絶滅の危機に瀕している種で、IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。） VU：絶滅危惧II類（絶滅の危険が増大している種。） NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種。） DD：情報不足（「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高いが、評価するだけの情報が不足している種。） LP：地域個体群（その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群。）
6	愛知県指定種	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和48年3月30日条例第3号）に基づく指定希少野生動植物種の指定種
7	名古屋市RL	「名古屋市版レッドリスト2015」（名古屋市ホームページ）の選定種 (区分) EX・EW：絶滅・野生絶滅（名古屋市ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。） CR：絶滅危惧IA類（絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。） EN：絶滅危惧IB類（絶滅の危機に瀕している種で、IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。） VU：絶滅危惧II類（絶滅の危険が増大している種。） NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種。） DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種。）

事業予定地の周辺海域における既往調査等では、表 1-4-22 に示すとおり、海棲哺乳類 1 種、鳥類 12 種、軟体動物 3 種の合計 16 種が確認されている。

表 1-4-22 重要な種一覧（既往調査等確認種）

No.	分類群	目 名	科 名	種 名	確認地点	重要な種の選定基準						
						1	2	3	4	5	6	7
1	海棲哺乳類	クジラ	ネズミイルカ	スナメリ	名古屋港内		国際			NT		CR
2	鳥類	ペリカン	サギ	チュウサギ	木場金岡ふ頭北			NT				NT
3		チドリ	チドリ	ケリ	西部貯木場 木場金岡ふ頭北			DD				
4				シロチドリ	西部貯木場			VU		VU		NT
5			セイタカシギ	セイタカシギ	西部貯木場			VU		VU		NT
6			シギ	オオソリハシシギ	木場金岡ふ頭北			VU		VU		NT
7				ホウロクシギ	木場金岡ふ頭北		国際	VU		VU		VU
8				ハマシギ	西部貯木場 木場金岡ふ頭北			NT		NT		NT
9			カモメ	コアジサシ	西部貯木場 木場金岡ふ頭北			VU		EN		VU
10		タカ	ミサゴ	ミサゴ	西部貯木場 木場金岡ふ頭北			NT		VU		NT
11			タカ	チュウヒ	木場金岡ふ頭北			EN		CR		VU
12				ハイロチュウヒ	西部貯木場					VU		
13				オオタカ	西部貯木場		国内	NT		NT		NT
14	軟体動物	イガイ	ハボウキガイ	ズベタイラギ	飛島ふ頭南			NT		NT		
15		マルスダレガイ	マルスダレガイ	イヨスダレガイ	飛島ふ頭南					VU		VU
16				フナガタガイ	飛島ふ頭西			NT				NT
合計	—	6目	11科	16種	—	0種	3種	13種	0種	13種	0種	13種

注) 選定基準

- 1: 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)
- 2: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)
- 3: 「環境省レッドリスト2017」(環境省ホームページ)
- 4: 「環境省海洋生物レッドリスト(2017)」(環境省ホームページ)
- 5: 「レッドリストあいち2015」(愛知県ホームページ)
- 6: 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年3月30日条例第3号)
- 7: 「名古屋市版レッドリスト2015」(名古屋市ホームページ)

イ 重要な群落

重要な群落は、表 1-4-23 に示す選定基準に該当する種とした。

重要な群落は、調査対象区域(陸域部)及びその周辺で確認されていない。

表 1-4-23 重要な群落の選定基準

No.	略称	重要な種の選定基準と区分
1	群落RDB	「植物群落レッドデータブック」(財団法人日本自然保護協会・財団法人世界自然保護基金日本委員会、平成8年)の選定群落
2	特定植物群落	「日本の重要な植物群落 東海版」(環境庁、昭和54年)の選定群落 「日本の重要な植物群落Ⅱ 東海版」(環境庁、昭和63年)の選定群落

⑤ 生態系

事業予定地及びその周辺の海域部は、金城ふ頭、東海元浜ふ頭及び名古屋港北航路等の人工的要素の強い環境が周囲に広くみられ、閉鎖性の高い水域となっている。海岸線は人工海岸で、水深は10mより深い場所が多く、干潟、藻場、砂浜等の注目される環境もみられないことから、そこに成立する海域生態系は貧弱であると考えられる。

また、陸域部についてみると、事業予定地の位置する金城ふ頭は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地であり、人為的影響を強く受けた環境となっている。そこに成立する陸域生態系も貧弱であると考えられる。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 景 観

調査対象区域（陸域部）の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地であり、特筆すべき景観資源は存在しない。

② 人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域（陸域部）の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地である。調査対象区域の北西部（事業予定地から北方向約3km）には稲永公園があり、野鳥観察館や稲永ビジターセンターなど人と自然との触れ合いの活動の場があるが、事業予定地の位置する金城ふ頭には、人と自然との触れ合いの活動の場としての機能はない。

4-2 社会的状況

(1) 人口及び産業

① 人口及び世帯数

名古屋市及び調査対象区域の平成 27 年 10 月 1 日現在における人口及び世帯数は表 1-4-24 に、調査対象区域を含む野跡学区の平成 17 年 10 月 1 日現在における昼夜間人口は表 1-4-25 に、平成 27 年 10 月 1 日現在における年齢別人口構成比は図 1-4-22 に示すとおりである。

平成 27 年の人口については、名古屋市は増加傾向を示しているが、調査対象区域はわずかに減少している。なお、事業予定地を含む金城ふ頭の平成 27 年の人口は「0」である。

1 世帯当たりの人員については、名古屋市と比べ調査対象区域は多くなっている。

調査対象区域を含む野跡学区の平成 17 年 10 月 1 日現在の昼夜間人口比率は約 185% であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

年齢別人口については、名古屋市と比べ 0～14 歳及び 65 歳以上の人口比率が高くなっている。

出典)「平成 27 年国勢調査 名古屋市の人口と世帯数 (確定値)」(名古屋市ホームページ)
「名古屋の町 (大字)・丁目別人口 (平成 27 年国勢調査)」(名古屋市ホームページ)
「平成 17 年学区別昼間 (従業地) 人口 (推計値)」(名古屋市ホームページ)
「平成 27 年国勢調査 名古屋の学区別人口」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-24 人口及び世帯数 (平成 27 年)

区 分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員 (人)	平成22年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市	2, 295, 638	1, 058, 497	2. 17	2, 263, 894	1. 4
調査対象区域	2, 309	1, 039	2. 22	2, 397	△ 3. 7

注)1:人口及び世帯数は平成27年10月1日現在

2:増加率(%)=((A-B)/B)×100

3:△は減少を示す。

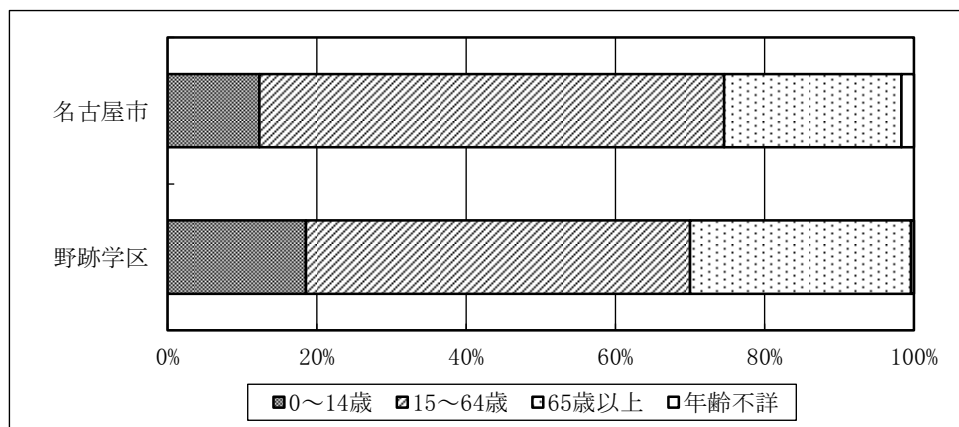
表 1-4-25 昼夜間人口（平成 17 年）

区 分	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
名古屋市	2,516,196	2,193,973	114.7
野跡学区	6,817	3,695	184.5

注)1:平成17年10月1日現在

2:昼夜間人口比率＝（昼間人口/夜間人口）×100

3:昼夜間人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。



注)1:平成27年10月1日現在

2:年齢別人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

図 1-4-22 年齢別人口構成比（平成 27 年）

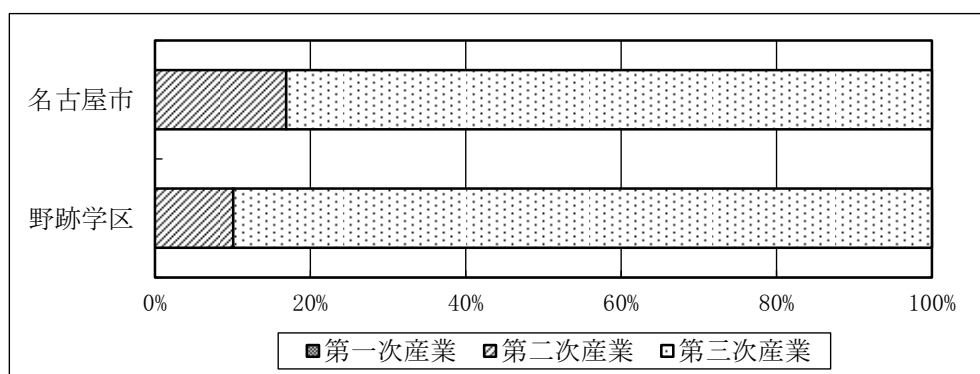
② 産 業

名古屋市及び野跡学区の平成18年10月1日現在における産業別事業所数並びに従業者数は、図1-4-23に示すとおりである。

名古屋市及び野跡学区における事業所数は、第三次産業の割合が高くなっている。名古屋市と野跡学区との比較では、第三次産業の事業所数の割合は、野跡学区の方が名古屋市よりも高くなっている。

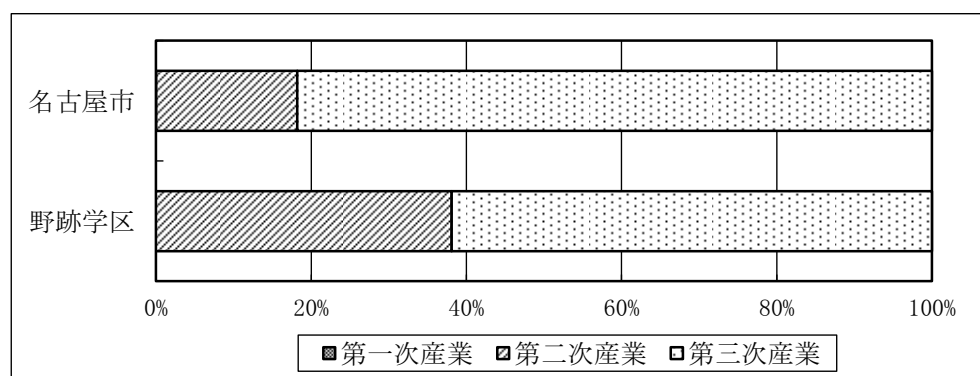
また、従業者数も、名古屋市及び野跡学区ともに第三次産業の割合が高くなっている。名古屋市と野跡学区との比較では、第三次産業の従業者数の割合は、名古屋市の方が野跡学区よりも高くなっている。

出典)「名古屋の事業所・企業（平成18年事業所・企業統計調査結果）」（名古屋市ホームページ）



注) 平成18年10月1日現在

図 1-4-23(1) 産業別事業所数



注) 平成18年10月1日現在

図 1-4-23(2) 産業別従業者数

(2) 土地利用

① 土地利用の状況

名古屋市及び調査対象区域を含む港区の、平成 28 年 1 月 1 日現在における土地利用の状況（民有地に限る）は、表 1-4-26 に示すとおりである。名古屋市及び港区における土地利用区分は、宅地の割合が高く、名古屋市では約 81%、港区では約 71%となっている。

調査対象区域の建物用途の状況は、図 1-4-24 に示すとおりである。調査対象区域は、工業施設用地及び供給・処理・運輸施設用地が多く、北側には住居施設用地がある。事業予定地の周囲には、供給・処理・運輸施設用地が点在している。

出典)「平成 28 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市ホームページ)
「名古屋市建物用途別現況図」(名古屋市, 平成 23 年)

表 1-4-26 土地利用の状況（民有地）

単位：a

区 分	総 数	田	畑	宅地	宅地率	池沼	山林	原野	鉄道 軌道 用地	雑種地
名古屋市	1,842,837	65,560	62,606	1,492,841	81.0%	605	27,791	2,685	27,760	162,989
港 区	240,677	38,649	9,316	171,215	71.1%	—	—	—	1,997	19,500

注) 1:平成28年1月1日現在

2:宅地率＝宅地面積/総数×100

② 都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域（陸域部）は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。

用途区分の指定状況は、図 1-4-25 に示すとおりである。調査対象区域（陸域部）は、事業予定地の位置する金城ふ頭の一部に商業地域が、北側には第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域の指定があるが、その他は工業地域に指定されている。

臨港地区の指定状況は、図 1-4-26 に示すとおりである。調査対象区域（陸域部）は、北側の一部を除き臨港地区に指定されており、商港区、工業港区及び特殊物資港区に指定されている。なお、事業予定地の周囲は、商港区に指定されている。

高度地区の指定状況は、図 1-4-27 に示すとおりである。調査対象区域（陸域部）は、金城ふ頭の一部を除き、31m高度地区、絶対高 31m高度地区、45m高度地区及び絶対高 45m高度地区に指定されている。なお、事業予定地の周囲は、絶対高 31m高度地区に指定されている。

なお、調査対象区域に風致地区の指定はない。

出典)「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)
「名古屋港臨港地区内分区図」(名古屋港ホームページ)

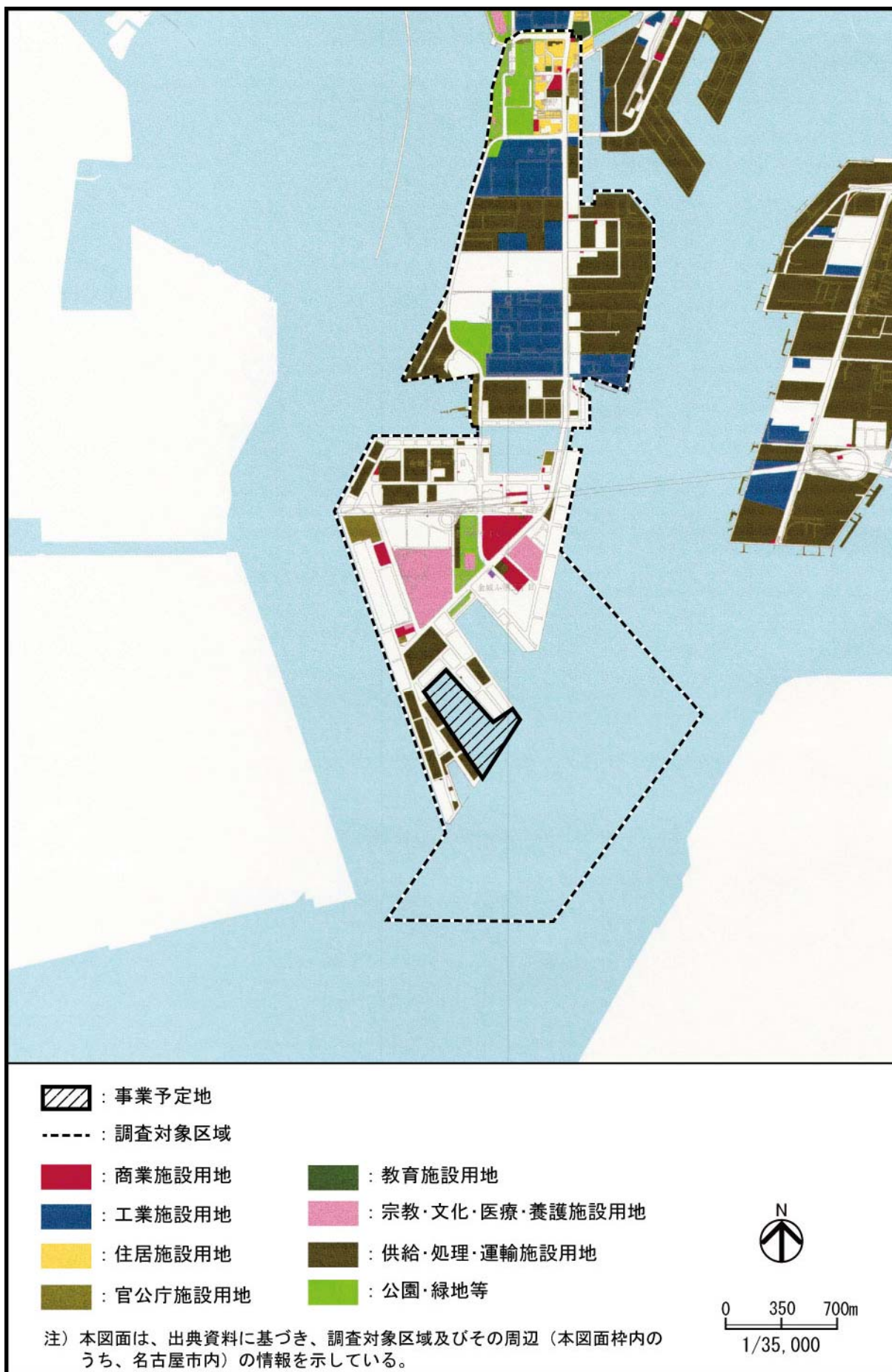
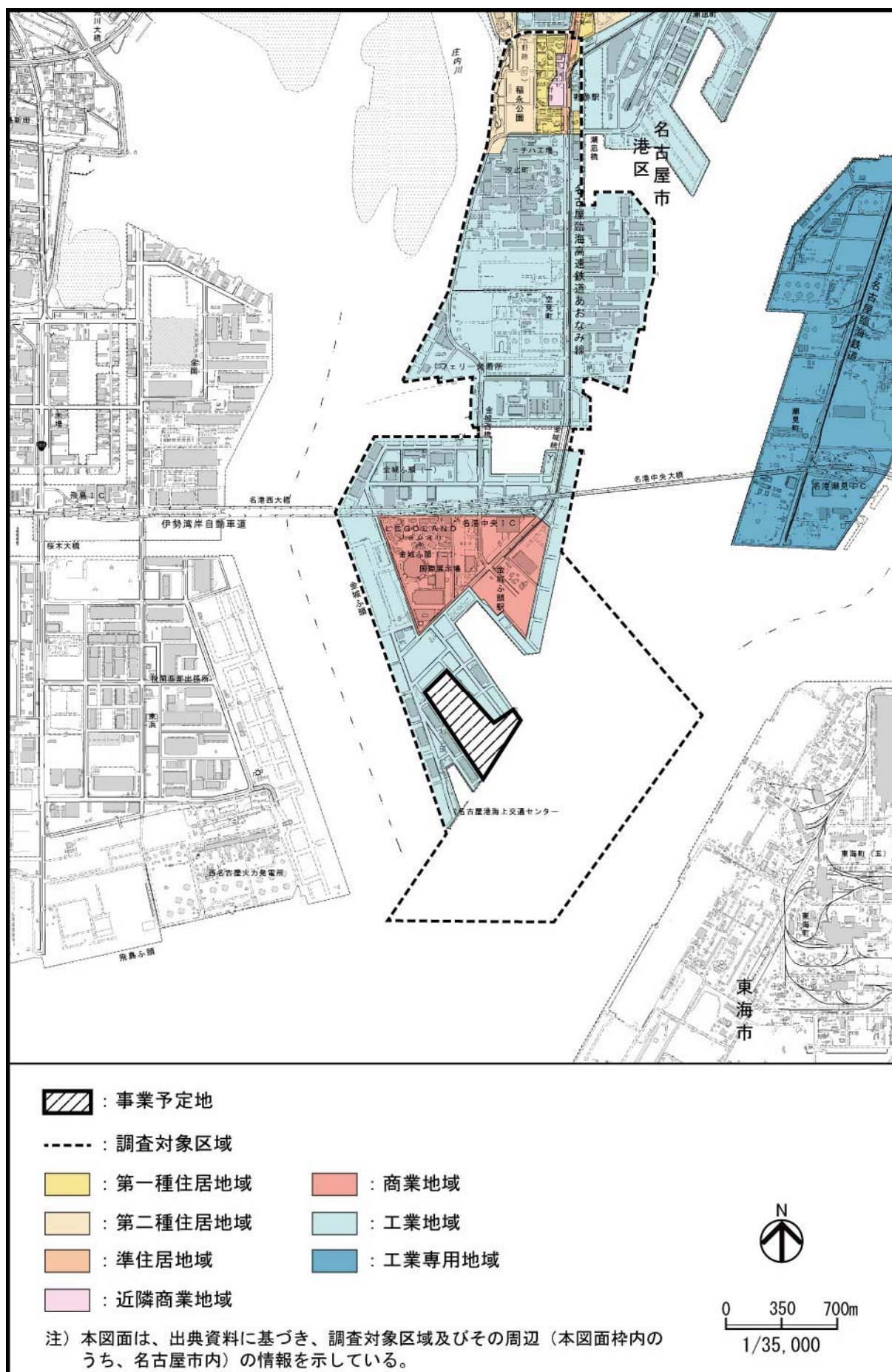


図 1-4-24 建物用途の状況



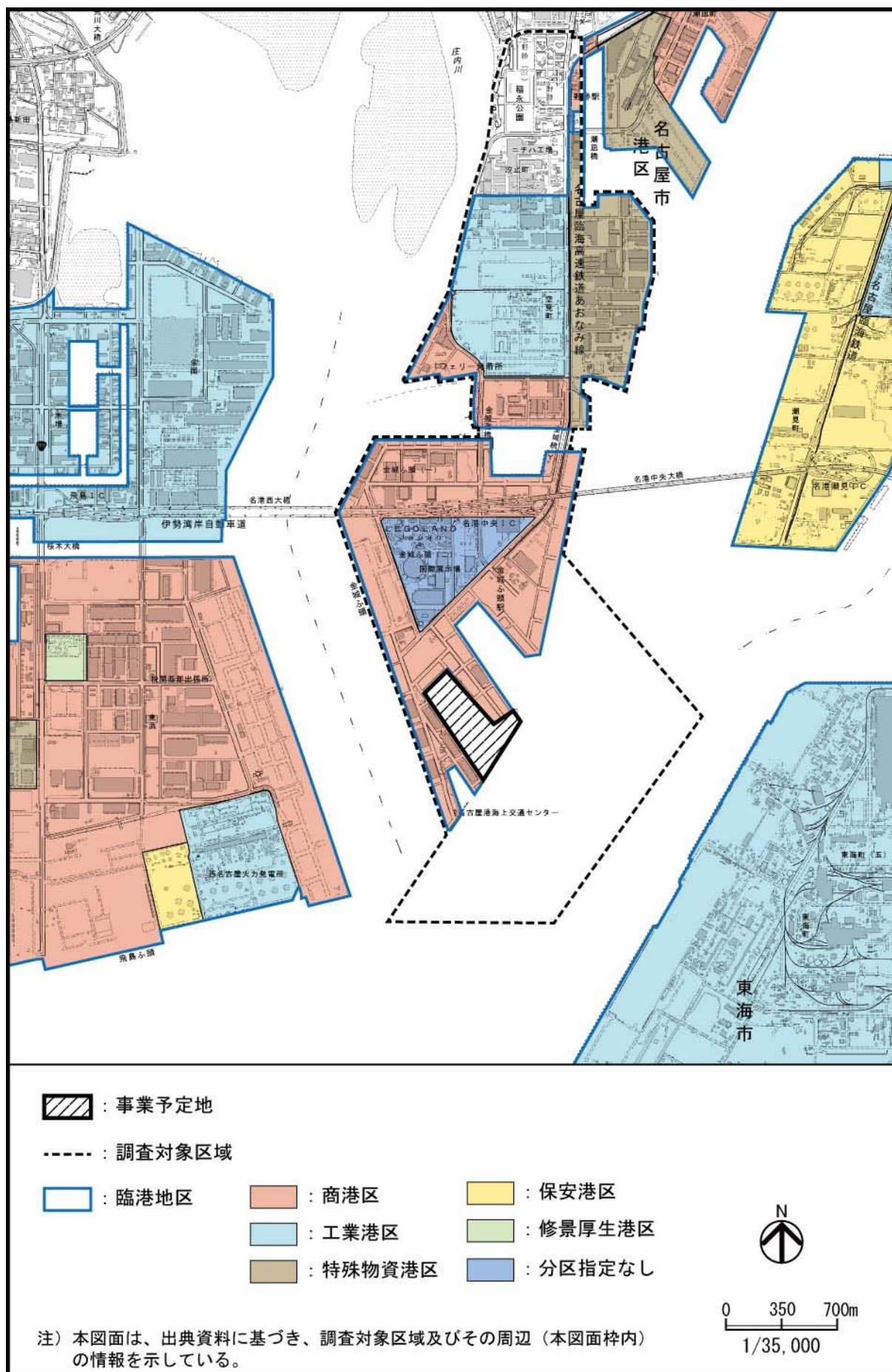
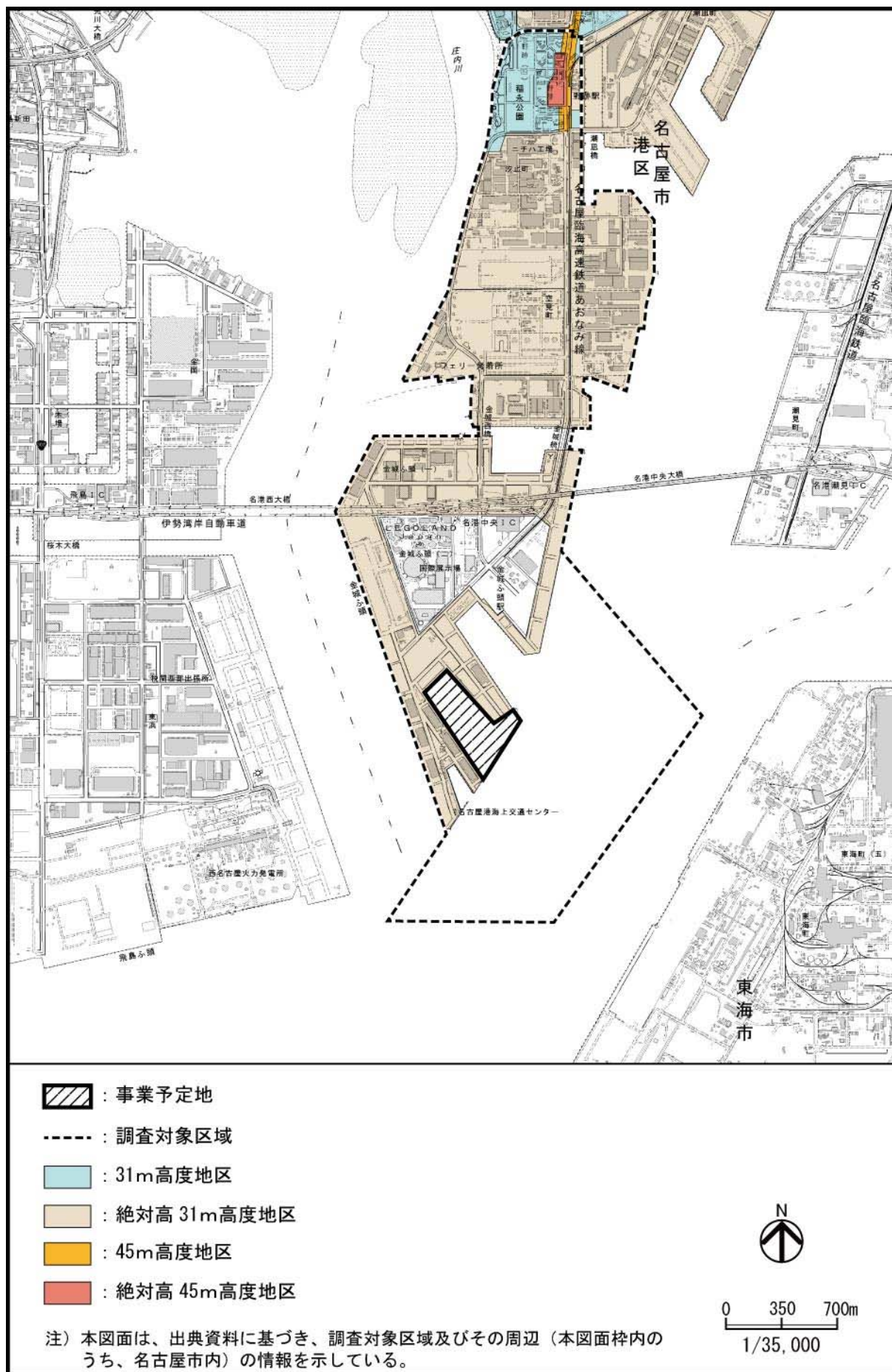


図 1-4-26 臨港地区



③ 周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺における開発の動向として、第4章「対象事業の事業予定地及びその周辺地域の概況」(p.38 図1-4-1 参照)に示すとおり、事業予定地の北側において「LEGOLAND JAPAN」が平成29年4月に開業している。

(3) 水域利用

事業予定地周辺における海域の利用規制の状況は、図1-4-28に示すとおりである。事業予定地周辺の海域は、名古屋港港湾区域及び名古屋港港域に指定されている。また、北航路、中航路、西航路及び東航路の4航路が設定されている。

なお、事業予定地周辺の海域には、漁業権は設定されていない。

出典)「平成29年度 名古屋港管理組合事務概要」(名古屋港ホームページ)
「名古屋港港湾計画図」(名古屋港湾事務所ホームページ)
「伊勢湾流域の環境(漁業・漁場)」(伊勢湾環境データベース)

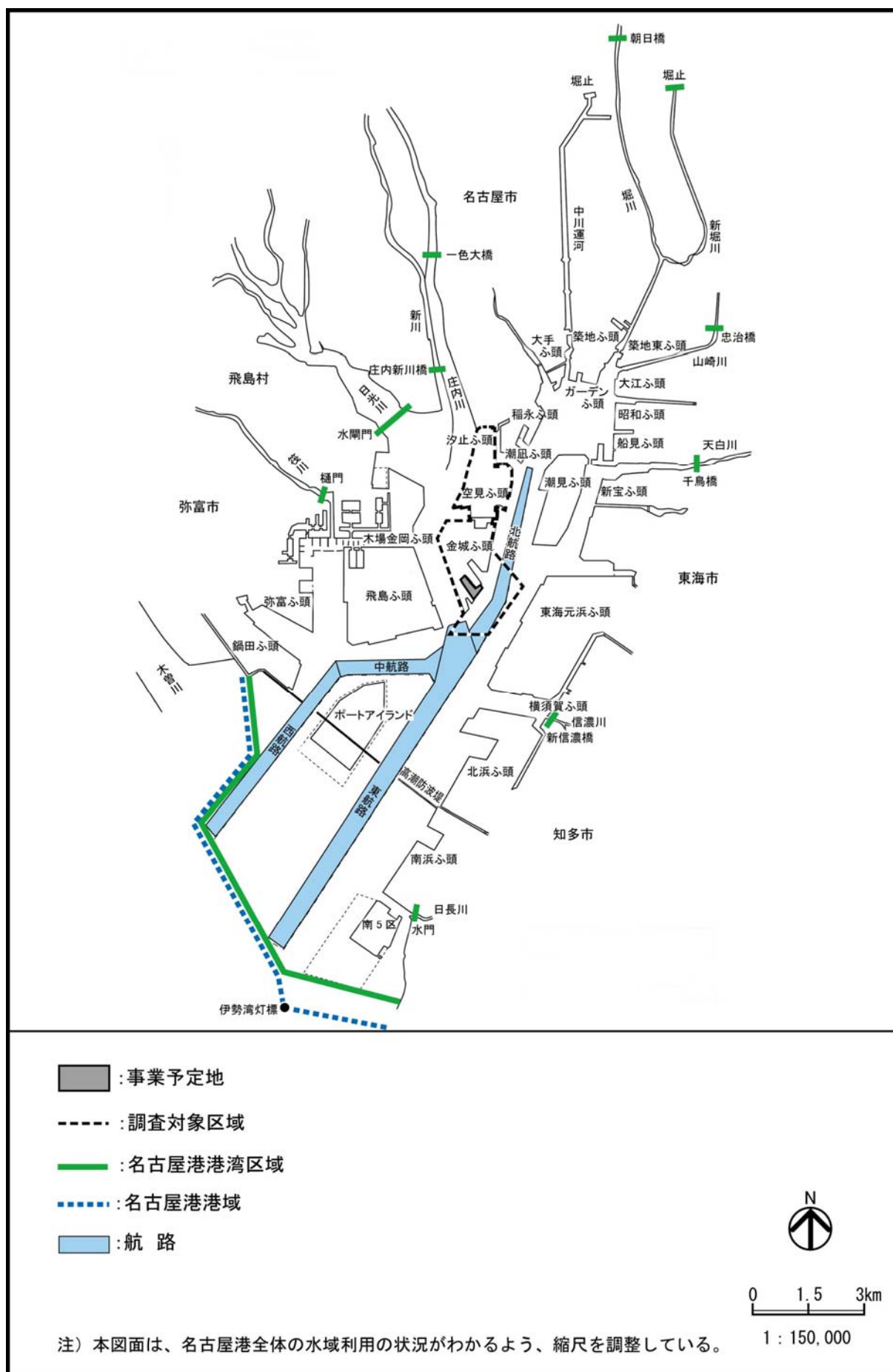


図 1-4-28 水域利用規制状況

(4) 交 通

① 陸上交通

ア 交通網の状況

鉄道の状況は、図 1-4-29 に示すとおりである。調査対象区域には、あおなみ線が通っている。事業予定地は、金城ふ頭駅の南側に位置している。

バス路線の状況は、図 1-4-29 に示すとおりである。調査対象区域には、市バス及びみなとシャトルバスが通っている。

主要な道路網は、図 1-4-30 に示すとおりである。調査対象区域には、一般国道 302 号（伊勢湾岸道路）及び主要市道金城埠頭線が通っている。

出典）「中京圏鉄道網図」（愛知県，平成 24 年）
「なごや地図ナビ」（名古屋市交通局ホームページ）
「名鉄バス路線図」（名鉄株式会社ホームページ）
「JR 東海バス路線図」（JR 東海バスホームページ）
「三重交通バス路線図」（三重交通ホームページ）
「みなとシャトルバス」（つばめタクシーグループホームページ）
「名古屋市交通量図（平成 22 年度）」（名古屋市，平成 24 年）

イ 道路交通の状況

調査対象区域における自動車交通量（二輪車を除く）、歩行者及び自転車交通量は、表 1-4-27 及び図 1-4-30 に示すとおりである。一般国道 302 号の自動車交通量は、No.①地点の平日が約 51,000 台/12 時間及び約 79,000 台/24 時間、休日が約 50,000 台/12 時間及び約 79,000 台/24 時間、No.②地点は、平日が約 54,000 台/12 時間及び約 82,000 台/24 時間、休日が約 50,000 台/12 時間及び 79,000 台/24 時間である。また、主要市道金城埠頭線（No.③地点）の自動車交通量は、平日が約 20,000 台/12 時間、休日が約 9,000 台/12 時間、歩行者交通量は、平日が 29 人/12 時間、休日が 34 人/12 時間、自転車交通量は、平日が 36 台/12 時間、休日が 84 台/12 時間である。

出典）「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市，平成 24 年）

表 1-4-27 自動車、歩行者及び自転車交通量

道路種別	No.	路線名	観測地点	自動車 (台)		歩行者 (人)	自転車 (台)
				12時間	24時間	12時間	12時間
一般国道	①	302号（伊勢湾岸道路）	名港潮見～名港中央	51,136 (49,681)	78,838 (78,831)	— (—)	— (—)
	②		名港中央～飛島1	54,296 (49,677)	82,259 (78,931)	— (—)	— (—)
主要市道	③	金城埠頭線	港区空見町（11号地）	20,097 (8,563)	— (—)	29 (34)	36 (84)

注)1:交通量の上段は平日、下段（ ）内は休日を示す。

2:12時間交通量の観測時間は、午前7時～午後7時。

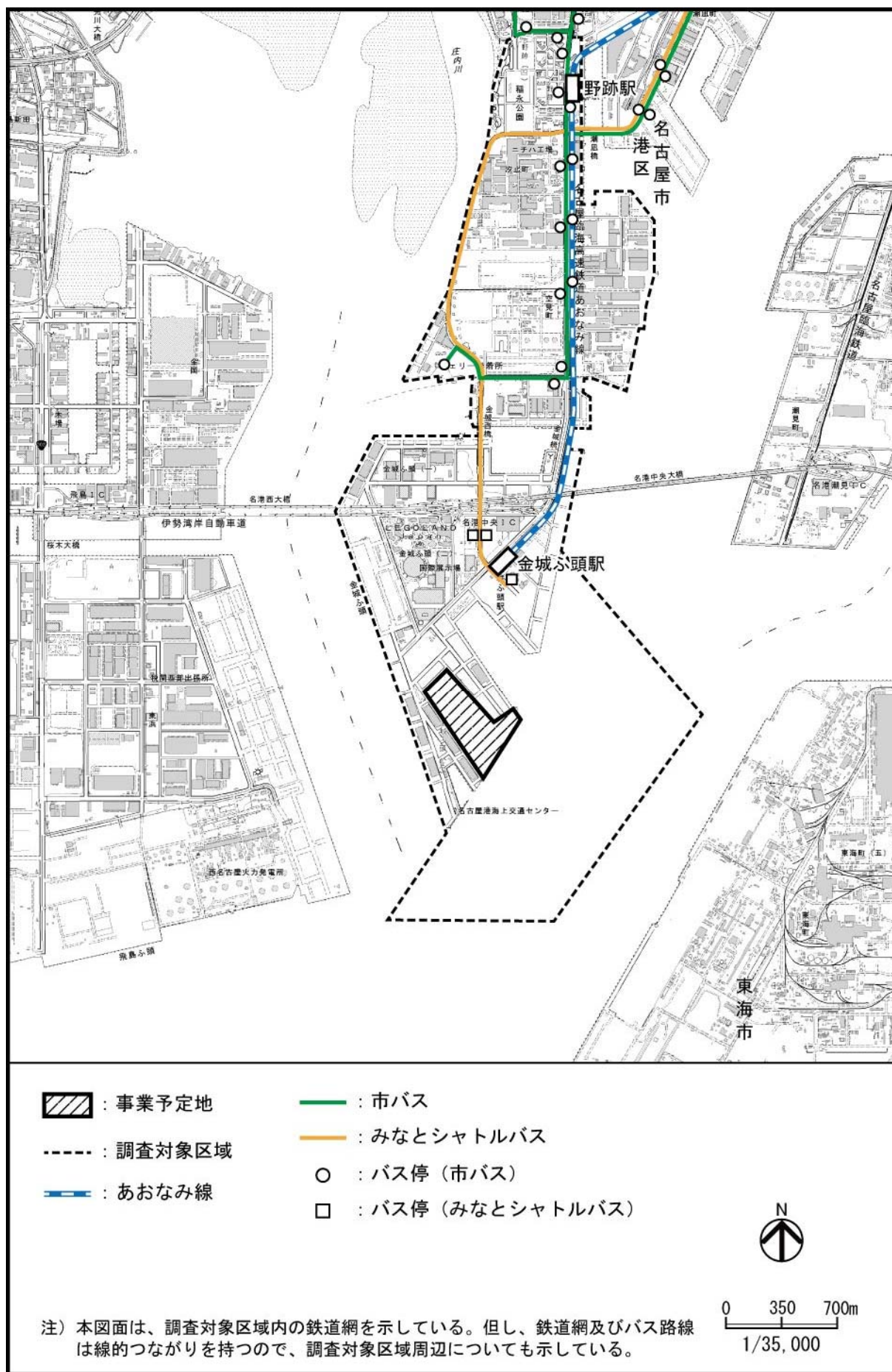


図 1-4-29 鉄道網図及びバス路線図

ウ 公共交通機関の利用状況

調査対象区域に位置する、あおなみ線野跡駅及び金城ふ頭駅における平成 27 年度の駅別乗車人員は、表 1-4-28 に示すとおりである。年間利用人数は、野跡駅が約 348,000 人、金城ふ頭駅が約 815,000 人である。

出典)「平成 28 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-28 駅別乗車人員 (平成 27 年度)

単位：人/年

あおなみ線	
野跡駅	金城ふ頭駅
348,461	815,468

② 海上交通

ア 航路の状況

名古屋港の航路は、表 1-4-29 及び前掲図 1-4-28 に示すとおりである。名古屋港には、高潮防波堤開口部を通る東航路及び西航路と、それらに接続する北航路がある。

出典)「名古屋港要覧 2016」(名古屋港管理組合)

表 1-4-29 名古屋港の航路

単位：m

名 称	延 長	幅 員	水 深
東航路	10,000	580～610	15.0～16.0
西航路	8,400	350～400	12.0～15.0
北航路	5,000	200～400	10.0～12.0

イ 入港船舶の状況

名古屋港の入港船舶数及び総トン数は、表 1-4-30 に示すとおりである。平成 28 年の入港船舶数は約 33,000 隻、総トン数は約 2 億 4 千万トンである。

出典)「平成 28 年 名古屋港港湾統計確定値」(名古屋港ホームページ)

表 1-4-30 名古屋港の入港船舶数及び総トン数 (平成 28 年)

合 計		外航船		内航船	
隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
32,954	238,401,976	8,093	200,215,271	24,861	38,186,705

(5) 地域社会等

① 学校、病院、コミュニティ施設等

学校、病院、コミュニティ施設等の状況は、図 1-4-31 に示すとおりである。調査対象区域には、保育所及びコミュニティ施設がそれぞれ 1 箇所ある。また、都市計画公園である稲永公園がある。

出典)「病院名簿(平成 28 年 10 月 1 日現在)」(愛知県,平成 29 年)
「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)
「なごやの健康福祉 2016」(名古屋市ホームページ)
「港区内施設案内」(名古屋市ホームページ)
「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)
「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

② 文化財等

調査対象区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 6 号)及び「名古屋市文化財保護条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)により規定された文化財はない。

出典)「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ホームページ)

③ 下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0% (平成 28 年 3 月 31 日現在)、公共下水道の人口普及率^{注)}は 99.3% (平成 28 年 3 月 31 日現在)となっている。

なお、事業予定地を含む金城ふ頭は、公共下水道が整備されておらず、現況の各施設は、浄化槽により汚水进行处理し、既設の雨水排水管に接続している状況である。

出典)「平成 28 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市ホームページ)
参考)名古屋市への聞き取り調査

注) (人口普及率) = (処理区域内人口) ÷ (行政区域内人口) × 100

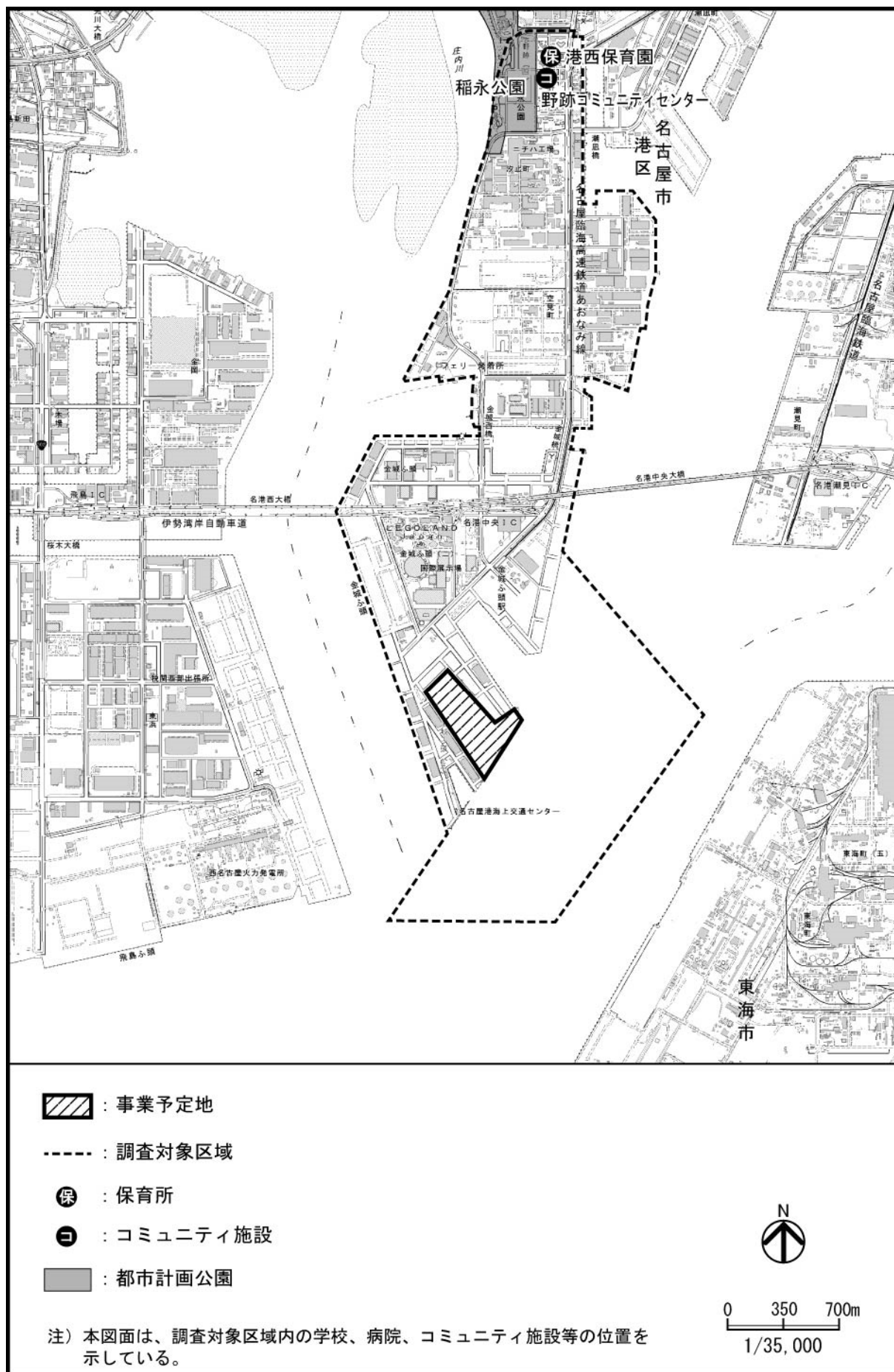


図 1-4-31 学校、病院、コミュニティ施設等位置図

④ 廃棄物等

名古屋市における平成 27 年度のごみ収集搬入量は 621,312 トンで、前年度と比べ約 0.2%増加している。

平成 27 年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は、表 1-4-31 に示すとおりである。港区における収集量の構成は、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

出典)「事業概要(平成 28 年度資料編)」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-31 ごみ及び資源収集量(平成 27 年度)

単位:トン

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化収集	資源収集	合 計
名古屋市	389,247 (81.0%)	18,056 (3.8%)	7,162 (1.5%)	1,857 (0.4%)	64,422 (13.4%)	480,744 (100.0%)
港 区	25,925 (81.5%)	1,216 (3.8%)	410 (1.3%)	243 (0.8%)	4,013 (12.6%)	31,807 (100.0%)

注)1: () 内の数値は、収集量の合計に対する各区分の収集割合を示す。

2:「環境美化収集」とは、「町美運動」により集められたごみ等の収集をいう。

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

ア 環境基準等

(7) 大気汚染（資料 2－1（資料編 p.14）参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。なお、事業予定地を含む金城ふ頭は臨港地区に指定されており、大気汚染に係る環境基準は適用されない。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(イ) 騒音（資料 2－2（資料編 p.16）参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁（資料 2－3（資料編 p.17）参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

なお、事業予定地及びその周辺の海域の類型区分は、(i)表では C 類型（名古屋港（甲））、(ii)表では IV 類型（伊勢湾（イ））、(iii)表では生物 A に該当する。なお、現時点で、(iv)表による類型指定はなされていない。

(エ) 土壌汚染（資料 2－4（資料編 p.23）参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類（資料 2－5（資料編 p.24）参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(7) 大気質

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」に基づき、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(イ) 騒音（資料 2－6（資料編 p.25）参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振 動（資料 2－7（資料編 p.29）参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(エ) 悪 臭（資料 2－8（資料編 p.32）参照）

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(オ) 水質及び底質（資料 2－9（資料編 p.34）参照）

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）により、水質汚濁に係る排水基準が定められているほか、名古屋港に流入する河川等の公共用水域では、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）により、業種別に上乗せ排水基準が定められている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及びリンについて、総量規制基準が定められている。

このほか、埋立場所等に排出しようとする水底土砂については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号）により、判定基準が定められている。

また、水銀及び PCB を含む底質には、「底質の暫定除去基準について」（環水管第 119 号 昭和 50 年環境庁水質保全局長通達）により、暫定除去基準が定められている。

さらに、魚介類に対する濁りの人為的添加の基準として、水産用水基準（社団法人 日本水産資源保護協会）が定められている。（資料 2－10（資料編 p.38）参照）

(カ) 地 盤

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下

水の採取には許可制を採用している。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域が指定されているが、調査対象区域には、同法に基づく地域の指定はない。

(キ) 土 壌

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

大規模な土地（3,000m²以上）の改変時には、「土壤汚染対策法」に基づき、この旨を名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

また、特定有害物質等取扱事業者が、その設置している工場等の敷地において、500m²以上の土地の改変（掘削、盛土、切土その他の土地の形質の変更）をしようとするときは、「名古屋市環境保全条例」に基づき、土壤及び地下水の汚染状況を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

(コ) 日 照

事業予定地北側の用途地域は工業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）に基づく日影の規制地域には該当しない。

(カ) 緑 化

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、工業地域については、敷地面積 300m²以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10 分の 1.5 以上を緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

7) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」（平成 15 年名古屋市告示 557 号）に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷の低減のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）により、床面積 2,000m²を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

1) 地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」（平成24年名古屋市告示第184号）に基づき、地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800kℓ以上（原油換算）に該当する工場・事業場）は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、「温室効果ガスの排出の状況」及び「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、名古屋市長に届出なければならない。

② 廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）に基づき、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（環境省，平成 23 年）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成 23 年）に基づき、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。愛知県では、同法第 4 条に基づき、「あいち建設リサイクル指針」（愛知県，平成 14 年）が制定され、平成 22 年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標は、コンクリート塊 100%、アスファルト・コンクリート塊 100%、建設発生木材 95%となっている。

③ 自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域（陸域部）には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域（陸域部）には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

④ 防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査対象区域（陸域部）には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域（陸域部）には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域（陸域部）には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査対象区域（陸域部）は、図 1-4-32 に示すとおり、「建築基準法」に基づく災害危険区域として、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）に基づく臨海部防災区域のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域に指定されている。

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域（陸域部）のうち、金城ふ頭の一部については、図 1-4-33 に示すとおり、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域に、その他の大部分については準防火地域に指定されている。

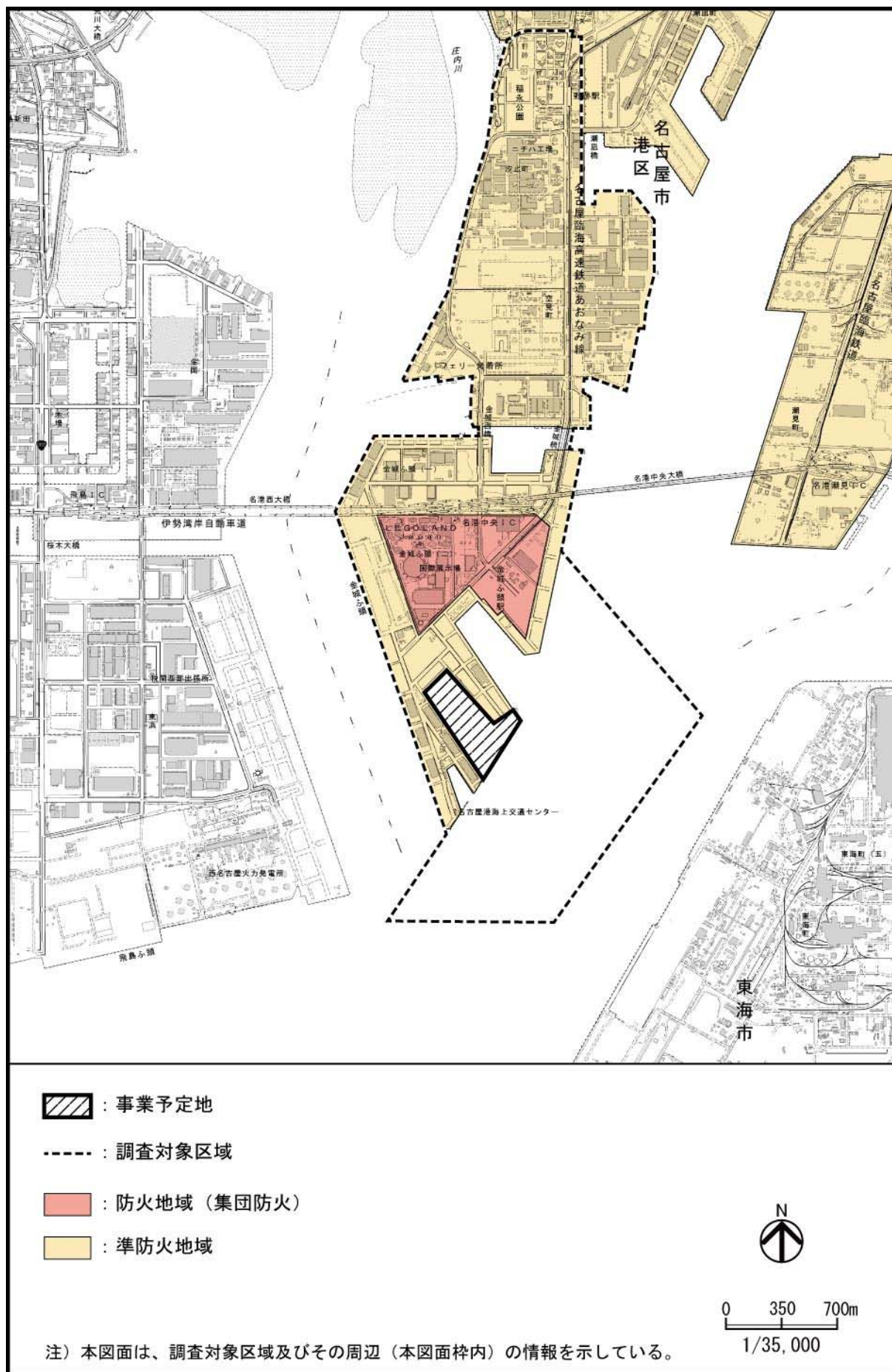


図 1-4-33 防火地域及び準防火地域の指定状況図

(7) 環境保全に関する計画等

① 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

② 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として、平成 26 年 5 月に第 4 次として改訂されている。

③ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に、「第 2 次名古屋市環境基本計画」を平成 18 年 7 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取り組みの推進、COP10 の開催、地球温暖化の防止、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定している。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策は、表 1-4-32 に示すとおりである。なお、計画の期間は平成 32 年度（2020 年度）である。

表1-4-32 第3次名古屋市環境基本計画の施策

2020年度目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、 ともに創る 環境首都 なごや	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

④ 名古屋港港湾計画改訂における港湾の環境整備及び保全に関する資料

名古屋港では、「名古屋港港湾計画改訂資料」（名古屋港港湾管理者・名古屋港管理組合、平成27年12月）において、良好な港湾環境の形成に向け、表1-4-33に示す基本方針に基づき、環境施策に取り組んでいる。

表1-4-33 名古屋港港湾計画改訂における基本方針

基本方針	港湾環境の維持・回復・創造	周辺地域や海域への環境にも配慮し、身近で親しまれる港湾環境の創出とともに、貴重な自然環境の保全、生物多様性への配慮、水環境の改善により、「港湾環境の維持・回復・創造」を図る。
	港湾における環境負荷の軽減	大気環境対策や地球温暖化対策を推進するほか、資源循環に取り組み、「港湾における環境負荷の軽減」を図る。

⑤ 水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定している。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現に向けての取り組みや、2012 年、2025 年及び 2050 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「①水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、②2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、③順応的管理を行うこと、④地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。現在は、2025 年までを目標とした「第 2 期実行計画」に基づく取り組みの期間中である。

⑥ 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として、2050 年までの長期目標として 8 割削減、2020 年までの中期目標で 25%削減を提示している。

⑦ 生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市は、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

⑧ 低炭素都市なごや戦略実行計画

名古屋市は、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、戦略で提案した 2050 年の望ましい将来像「低炭素で快適な都市なごや」を実現する上での最初の 10 年間（中間目標）の手順をまとめた「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年 12 月に策定している。

⑨ ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 28 年 3 月には、環境負荷の低減と安定的・効率的な処理体制の確保をめざし、計画的な施設整備を進めていくため、「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。